

小規模事業者向けカードローン当座貸越根保証「スモール」実施要領

第1 目的

県内小規模事業者の経営に必要な資金を反復・継続的に供給し、もって小規模事業者の経営の安定と健全な発展に資することを目的とする。

第2 申込人の資格要件

次のすべての要件を満たす小規模事業者である個人及び法人（企業組合、協業組合以外の組合を除く。）とする。ただし、当協会内部の審査基準に基づく企業格付が基準以上であることを要する。

- (1) 常時使用する従業員が20名（商業・サービス業は5名。ただし、宿泊業・娯楽業は20名）以下であること。
- (2) 同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の決算を行っていること。
- (3) 最近2年間のいずれかの決算で利益を計上していること。（法人は「経常利益」、個人は青色申告特別控除額控除前の「所得額」、白色申告者は「総所得」）
- (4) 申込金融機関において、償還能力があるものと認め、今後とも支援育成していきたい先であること。
- (5) 本制度取扱時に本制度を含め、事業者カードローン当座貸越根保証及び当座貸越（貸付専用型）根保証の利用がないこと。

第3 取扱金融機関

岩手県内に本・支店を有する約定書締結金融機関とする。

第4 保証の条件

- (1) 保証限度額
100千円以上3,000千円以下とする。ただし、次の要件にすべて該当することとする。
 - ① 平均月商（直近決算）の3ヶ月以内であること。
 - ② 本件を含めて保証債務残高が80,000千円以内であること。
- (2) 資金使途
事業資金とする。
- (3) 保証期間
1年間もしくは2年間とする。ただし、更新は妨げない。
- (4) 保証形式
当座貸越根保証
- (5) 貸越極度額
 - ① 当座貸越の残高は、保証期間を通じて常時極度額を超えないこととする。
 - ② 利息の元本組入れにより極度額を超えることになる場合には、超える部分は利息部分とし速やかに徴求する。なお、約定弁済分が不履行となった後に生じた利息の元本繰入は認めないこととする。
- (6) 貸付利率
金融機関所定利率とする。
- (7) 信用保証料率
CRDモデルにより算出される評点により年0.39%～年1.62%の範囲内で9つに区分される料率を基準に定性要因を加味して保証協会が定める料率とする。

(8) 担保

原則として不要とする。(保証料率の有担保割引を適用するため、既設定の根抵当権を引き当てする場合に限り有担保可。)

(9) 保証人

原則として法人代表者以外の保証人は徴求しない。

第5 保証条件の変更

期間の延長もしくは貸越極度額の減額等の変更は、所定の変更手続きにより行うこととする。

なお、貸越極度額の増額変更は、新規申込手續によることとする。

第6 更新

更新時において本要領第2項の申込人の資格要件を満たしている場合は、条件変更による期間延長を認める。ただし、要件を満たさない場合でも、協会が承認したときは、条件変更による期間延長することができる。

また、当初の保証(継続新規を含む)から6年を超える場合は継続新規とする。

なお、継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越金残高を決済させることとする。

第7 本制度の取扱停止もしくは制限

(1) 本制度に係る代位弁済率が高率となった場合は、当該金融機関または取扱店舗の本制度の取扱いを停止することができるものとする。

(2) 代位弁済率の算出方法は、代位弁済金額を本制度に係る保証債務平均残高(保証極度平均残高)で除したものとする。

(3) 取扱いの停止もしくは制限に至った場合、停止もしくは制限の期間中の改善状況を考慮のうえ取扱いを再開できることとする。

第8 その他

この要領に定めのない事項については、申込金融機関との約定書並びに事業者カードローン当座貸越根保証要綱及び事業者カードローン当座貸越根保証事務取扱要領等に準じて取扱うこととする。

附 則

この実施要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和6年9月9日から施行する。